

農林水産省説明会

議題 3 懸案事項・要望についてのまとめ

	懸案事項・要望など
定期調査の実施について (工場の受入に係る問題 点、非通知審査等の実施な ど)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認証事業者からの具体的反応 <ul style="list-style-type: none"> ● 工場の製造施設等への入室の許可は非常に難しい ● 従業員の休みの日に実施してほしい、感染した場合のほ場はどうなっているか、審査員には PCR 検査を実施して陰性証明書を提出してほしい等、これまでにない個別要望がある ● FAMIC 立ち合い調査の受入れも厳しい反応である ● 加工の事業者から、検査員に対して検温・体調管理の聞き取り、どこから来たのかなど厳しく質問を受けている ● 非通知の受入れ可否を問い合わせても拒否されるか制限をかけられる(今年是非通知を実施しない) ● 外部からの訪問に制限を設けている 2. 認証機関からの要望等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対農水省 <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ過における非通知調査の運用について、許容範囲を示していただきたい ● 非常事態時においては、新規認証も限定的でもリモート調査を認めるべきと考える ● リモート調査を今後行う年次調査の手法として、事業者のリスクに応じて取り入れることを可能とすべき ● 調査が遅れており、来年以降の工場調査の実施についても、引き続き認証事項の確認を行う期間の延長をしていただきたい (2) ● 来年1月から実施予定工場では、受け入れられないと回答した工場が複数あり、引き続きリモート調査の実施を可能としていただきたい ● コロナ過が、無通告調査を業務規程に定める実施方針どおりに実施できない正当な理由として認めていただきたい ● (質問) 訪問検査を拒否し、リモート調査も対応できな

	<p>い工場に対する調査はどのように実施すればよいでしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (質問) 非通知(無通告) 審査はリモート調査の対象でしょうか。対象である場合リモート調査で行う審査の意味はどこにあるのでしょうか <p>(2) 対 FAMIC</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期的調査すら困難な状況の中、今年度の無通告調査を延期することを検討いただきたい ● 非通知は事業者が好意的には受けてくれず、まだ制度として浸透していないのが現状。定着まで時間がかかる ● 現下の状況では、非通知による調査実施は工場側、認証機関双方の負担が大きすぎて不可能と考える
<p>定期的調査をリモートで実施するにあたっての問題点・課題等</p>	<p>1. 認証事業者側の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理記録等の事前の PDF 化の準備の種類も多く、完全なリモート調査の実施は難しい状況である ● 事業者の規模により、通信状況のインフラにばらつきがあり、未整備の状態の事業者には、負荷がかかっている ● 通常の調査においても作業に多くの人員を割くことのできない小規模工場にとっては、リモートによる調査は現実的に対応が困難である <p>2. 認証機関側の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事前準備のための作業量が増え、面談での意思疎通を正確に行おうとすることで時間を要し、予定を超過することがある ● リアルタイムでの動画撮影が、セキュリティ上困難な場合、別途撮影された映像での確認となるが、審査員として確認をしたい個所の画像とのギャップが生じ、その埋め合わせに時間を要する ● 現物の画像・映像については、同時性、通信の安全性を担保できる通信環境や、工場側及び認証機関側も含めて対応できるデジタルリテラシーに大きなバラツキがあり、一様な実施はできない

	<p>3. 認証機関からの要望</p> <p>(1) 対農水省</p> <ul style="list-style-type: none">● 特例で認められているリモート調査について、12 月末となっているが、せめて年度内 3 月末まで延長していただきたい● リモート調査は、審査員の移動の時間と労力負担が軽減されるため有効と思うが、実施にあたっては課題もある● リモート調査において必要な調査証拠の内容及び分量について、簡素化した効率的な指針 (Q&A) 等が必要である (2)● (質問) コロナ対応でリモート調査を行っているが、今後通常の制度として、定期調査にリモート調査の導入は可能とするのか● (質問) リモート審査を実施する場合、審査員の意図する記録の確認がし難いため、訪問調査での審査とリモート調査の審査では実質、確認できる範囲等も異なってくると考えられるが、工場による不公平さにはならないのか● (質問) リモート調査の適用時期について、コロナウィルスの収束が見えない中、適用時期を延ばすこと及び通常時に置いての適用等は考慮されているのか● (質問) リモート調査を実施する判断材料及びリモート調査を実施する際の注意点等を記載した実施要領等は示されないのか <p>(2) 対 FAMIC</p> <ul style="list-style-type: none">● FAMIC の同行立ち合い調査が難しいことから、定期的調査の事業者と FAMIC をつなぎ、リモートによる立ち合い調査ができないか● リモート調査の手法が認証機関によって、かなり異なると思うが、これは、急な統一化は図るべきでないと思う
--	---